

# 令和7年度福岡市環境審議会環境保全・創造部会 議事録（要旨）

日時：令和7年11月5日（水）14時00分～16時00分

場所：TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール ウエストルーム

## 1. 開会

開会の挨拶（福岡市環境局長）

## 2. 協議事項

生物多様性ふくおか戦略の骨子案について

各委員から出された意見等と質問に対する事務局からの回答は以下のとおり。

○部会長

事務局では前回の会議を踏まえ、現行戦略の評価や新戦略の方向性との繋がりを整理した上で、新戦略の骨子案を本会議に提示した。これについて委員から自由にご意見やご質問をいただきたい。

○委員

前回資料から、3つの基本的方向の整理がなされ、分かりにくさが改善された。各論になるが、資料1 P6、7の基本的方向1「知る、学ぶ」の三つ目の基本施策「企業における生物多様性への配慮」は重要かつ妥当な施策であると思うが、指標案に違和感がある。「環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合」という指標であるが、一般市民をカスタマーとしない企業では、企業の努力が市民に見えない場合もある。市民からの視点だけでなく、企業の自主的な配慮活動を評価できる指標に変更するか、もしくはそのような指標を追加してはどうか。

また、参考指標「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」は、企業の生物多様性への配慮の推進に対応する指標としては、合理的な繋がりが見出しにくいと感じる。

○事務局

確かに、企業の活動の中には市民からの視点では見えない部分がある。例えば、トヨタカローラは福岡市水道局との共働事業として、曲渕で水源の森づくり活動を行っているが、自動車関連企業としての温暖化防止や環境保全のための取組みであるため、市民へのPRはあまり行っていないそうである。企業の取組みが把握できる指標とするか、もしくは参考指標に追加するか、他自治体の事例も参考にしながら見直しを図りたい。

参考指標案とした「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」については、ご指摘のとおり企業の配慮活動と繋がりにくいため、こちらも見直しを行いたい。

○委員

同じく基本的方向1の基本施策「企業における生物多様性への配慮」について、そもそも「知る・学ぶ」全体の施策の中で、対象を企業に特定する必要があるのか。委員からの意見で、to C のビジネスは分かりやすいが、to B のビジネスは分かりづらい部分があるとの指摘があったが、そもそも企業に特定する理由があればお聞かせいただきたい。

## ○事務局

企業に関連した「知る、学ぶ」の取組みとして、to C、to B の話があつたが、最終的には市民が生物多様性に資するものを判断する。こうした企業活動を市民が知り、学び、応援し、さらに市民の間で理解を広げることで「エシカル消費」を推進したいという考えがある。

## ○委員

消費や経済と連携させるという点に意味があると理解した。2つ目の基本施策「生物多様性に関する調査やモニタリングの実施」において、連携先として大学等が示されているように、生物多様性に取り組む大学や小中学校も多くある。企業だけでなく教育機関なども含めると、「知る、学ぶ」に直結する施策となるのではないか。

## ○事務局

「知る、学ぶ」の3つの基本施策のうち、「生物多様性の重要性の社会への浸透」が市民を対象としたものであり、さらに企業を巻き込むかたちで「企業における生物多様性への配慮」を設定した。さらに学校等も含めて、福岡市全体で「知る、学ぶ」を推進したい。

## ○委員

資料1 P11 の参考指標案で、地域産木材の利用割合は令和6年度の実績が 32%で、令和8年度の目標が5%と書かれている。目標のほうが低い値となっているが、この理由を教えてもらいたい。

## ○事務局

当該指標は福岡市農林業総合計画の目標を使用している。令和2年度の実績は 3.9%で、これをもとに令和8年度の目標が定められたが、令和6年度の実績が 32%で目標を上回る結果となった。全体の木材使用量(母数)が減少し、地域産木材使用割合が高くなつたという話を聞いている。

## ○委員

戦略の主体は人なのか、自然なのか。基本的方向1、2は人が自然を守っていくための施策であるが、基本的方向3の「活かす、つなぐ」は、基本的方向1、2に逆効果になつてしまうように思える。青少年の家の活用や耕作放棄地面積なども指標となつていて、人の利用や関与を増やすすぎると自然環境を破壊することになるのではないか。人の暮らしにとってプラスになるが、自然にはマイナスになつてしまつこともあるかと思う。基本的な考え方を説明いただきたい。

## ○事務局

田んぼや森林などの里地里山は、人の手が入ることで維持される自然であり、日本にはこのような環境が多くある。例えば田んぼの中に生息する生物は、耕作放棄地では生きていけない。また、森林は間伐などの手入れが必要であり、定期的な伐採や造林を行い健全な森林の状態を維持することで、森林に生息する生物を保全できる。

## ○委員

人の手が入ることで維持される自然があり、また、荒廃した自然は生物の保全に逆効果だということは理解できる。しかし、地域産木材を使うための伐採など、行き過ぎると自然環境を守ることから逸脱するのではないか。基本的方向3は自然環境を守ることと経済活動の共生ができているか。また、そのような指標になつていてるかを問いたい。

## ○事務局

賢く経済活動につなげていく、適切に自然との関わりを持つといった指摘であると考える。

## ○委員

前回の部会では、例えば鳥インフルエンザが他の生物に大きな影響を及ぼすと考え、こうした新

興感染症への対策は自然を守る上で大切なことであると意見した。これを踏まえて、自然という部分だけに捕らわれず、人と自然の関わりにおける生物多様性はどうあるべきかを戦略に示していくだくと理解しやすいと思う。

○事務局

前回の部会では新興感染症についてのご意見を承った。骨子案にはお示しできなかつたが、素案では説明を加えることを検討したい。

○部会長

委員からの、自然の家の活動が自然環境に負荷を与えるのではないかという指摘についてであるが、自然の家は環境教育の場であり、その活動を通じて人為的な活動が及ぼす影響や、環境に負荷をかけないための取組みなどについての教育が行われていると考える。

○委員

委員の意見をお聞きして、基本的方向1、2と3が相反する見え方となっていると理解した。基本的方向1、2、3が繋がっていないことへの指摘であると思う。骨子案の中では、基本的方向1、2、3の繋がりが見えず、各方向がばらばらの印象を与える。全体の中での基本的方向1、2、3の有機的な繋がりをつくることで、目指すべき将来像のイメージを共有できるのではないか。

○事務局

基本的方向1、2、3を有機的につなぐための表現や手法について検討する。

○委員

耳鼻科医として花粉アレルギーに関する仕事をしている。戦後に植林されたものの管理が行き届かず放置されたスギ・ヒノキ林を伐採し、広葉樹に転換する取組みが全国的に求められているが、その実施に当たってはコストや労力の確保が課題となっている。福岡市として、地域産木材の活用を図りつつ、森林を適正に保全しながら樹種転換をどのように進めていくのか、本戦略において方向性を示してもらえるとよい。

○事務局

農林水産局では福岡市の市営林において、適齢期のスギ・ヒノキ林を伐採し、樹種を転換する取組みを実施している。今後も適宜、情報提供を行う。

○部会長

生物多様性を市民が知り、関わりを持つために、市内の生物多様性についての客観的な情報を提示し、評価するようなシステムがあるのか。例えば原子力発電所のある地域では、地域の生物にも大きな影響があるため、環境調査の専門事業者に委託して定期的な調査を実施し、目、科、属、種に至るまで全てをリストアップしている。

市内の油山自然の森では、油山の鳥や植物などを紹介するパンフレットを作成しているが、おそらく代表種のみしか掲載していない。一般市民はそれを見て自然が多いと思うかもしれないが、本当の油山の生物多様性までは把握できない。

○事務局

環境調整課では、鳥類や昆虫類、植生など5つの項目について、1年毎に項目を変えて自然環境調査を実施し、結果を市のホームページで公開している。また、国でも調査を行っているが、すべての種が網羅されている訳ではないと考える。

○部会長

骨子案の指標は自然環境調査に基づいているのか。

○事務局

希少種や貴重種、調査地で確認された種については、毎年の調査結果に記録している。

○部会長

生物多様性を評価するという観点において、希少種だけを把握することがモニタリングの方法として適切かどうかを検討いただきたい。予算的な課題もあると思うが、本当の意味での多様性を提示できているかを考える必要があるのではないか。

○事務局

自然環境調査は、専門の学識経験者の知見を取り入れながら、福岡市の環境の状況を踏まえて調査場所や調査テーマを検討し、コンサルタントに委託して調査を実施している。現在のところ、調査結果はホームページでの公表のみであるが、より市民の理解を得られるように手法を改善したい。また、生物多様性マップを作成し、こちらもホームページで公表しているが、なかなか市民に認識いただけていない。データを分かりやすく伝えることが重要であると認識している。

○部会長

市民にデータを分かりやすく提示することが、生物多様性の浸透のために第一にやるべき事である。また、テレビ等ではチャンピオンデータのみが紹介されがちであるが、長期的な視点から、代表的な種だけでなく、居住環境の周辺にどのような外来性の雑草が増えているかなど、すべての情報を客観的に示すことが、最終的には市民の理解につながると考える。

○事務局

外来種についても自然環境調査の結果をホームページで公開しているが、こちらについても市の周知が足りず、市民に十分に認識していただけていないことが課題である。

○委員

骨子案の中では市民参加のモニタリングについて記載されており、そのこと自体はよいが、モニタリングの方向性が気にかかる。市民の興味や得意分野は様々であり、市民主体で実施すると偏りが出る可能性がある。大学の学科・科目のようにバランスよく、多様な分野の調査が行われていることが分かるとよい。

○事務局

ご指摘のとおり、調査にもいろいろな方向性があると思われる。多様なモニタリング調査に市民の方々が参加できるよう検討したい。

○部会長

市内では福岡ビッグバンなどの再開発で新しい建築物がつくられている。アクロス福岡は、周辺の緑地と繋がりながら都市の中の生態系として機能する建築物で、他都市に誇れる素晴らしい成果である。骨子案の中にも建物の緑化について述べられていることから、経済的な理由などから難しい面もあると思うが、今後もアクロスのような好事例ができるとよい。

○事務局

現在、住宅都市みどり局で「福岡市みどりの基本計画」の改定が行われており、中央区の南公園、大濠公園から天神にかけての緑の帯の強化や、市役所の緑化などの方針が定められている。環境局からは、緑の繋がりの形成や、在来種を用いるなど緑の質への配慮について意見した。

アクロス福岡のような建築物は難しいと思うが、屋上緑化などの取組みを推進することは可能と考える。

○部会長

宗像市にあるホテルではアサギマダラの好む樹種を植えており、春と秋にはアサギマダラが飛来する。緑化を行うにしても、植物種の選択などにおいて他の生物にどのように影響するかを考慮しながら計画的に進めてもらいたい。

○事務局

他の自治体では鳥類や昆虫の好む在来種のリストを作成しているところもあるので、参考にしながら住宅都市みどり局と連携した取組みを進めたい。

○部会長

資料1 P9 では指標案の一つとして、博多湾海域における魚種数が挙げられ、令和17年度の目標は「現状維持」と定められている。近年、玄海灘をはじめ全国の海域では、水温上昇のために魚の種類が入れ替わっている。結果として種数は「現状維持」であったとしても、博多湾からいなくなつた種や新たに入ってきた種がいるかもしれない。そういう質的な変化を評価し、市民に提示できるようにしていただきたい。

○事務局

魚種数の指標は、博多湾環境保全計画推進委員会の指標を採用した。玄海灘等でフィールドワークをされている福岡工業大学社会環境学部の乾教授に臨時委員として参加いただき、津屋崎や糸島などの魚種数も含め、博多湾だけでなく福岡市全体の評価が行われる方針である。

○委員

指標案の1つである藻場面積の目標は「現状維持」となっている。博多湾環境保全計画推進委員会での取組みのほか、港湾空港局でも対策を進めている状況を踏まえ、増やす方向で目標を掲げたほうがいいのではないか。

○事務局

港湾空港局でアマモ場の育成事業を行っているが、なかなか増えていない状況であるため、現状維持という目標となっている。漁協と協働して藻場の造成にも取り組んでいるが、海水温の上昇もあり面積を増やすことは難しく、「現状維持」が精いっぱいの状況である。

○委員

全体的に「現状維持」の文言が多く、また数値をみると「微増」「微減」の印象を受ける。自分の専門とする農業分野では、市とともに耕作放棄地の問題への取組みを進めている。難しいとは思うが、情報を加味すべき部分もあるほうが望ましいと思う。

○事務局

取組みがなかなか進展しない現状を踏まえると、「現状維持」という文言が適切と考える。

○委員

指標を立てた所管が環境局と異なるため答えにくい部分があると思うが、環境局が主体となる姿勢がないと積極的な指標の数値は打ち出せない。「現状維持」の文言が多いのはその裏返しではないか。計画を推進するためには、環境局がイニシアチブをとって取り組む必要がある。

○委員

基本的方向1、2はとても充実しているが、その分3はボリュームも含めて内容が薄く見えてしまう。先ほど有機的な繋がりについて述べたが、1、2を3とうまく繋ぐと、より充実したものになると思う。

○部会長

非常に重要な指摘であるが、それは基本施策ではなく、成果指標についての話か。

○委員

そうである。たとえば「3分野の統合的推進」の基本施策において、指標となるのは藻場の面積だけではないと思う。また、取組み例も重要である。

○事務局

ご指摘を受け、指標案や取組み内容を検討する。

○委員

表記的な問題であるが、P12 の成果指標一覧に「○」がついているものとないものがあるが、どういう意味があるのか。

○事務局

「○」のついた二つの指標は、環境基本計画の指標となっているものである。施策の取組みを行った結果の姿を示している。

○委員

今後、公表資料とするなら、分かるようにしたほうがよい。

○事務局

資料に注釈を入れることとする。

○部会長

他に意見がないようであれば、協議事項はこれにて終了する。事務局においては各委員からの意見を素案作成に活かしてもらいたい。

### 3. 報告事項

#### 一般環境大気測定局(祖原測定局)の移設について

各委員から出された意見等と質問に対する事務局からの回答は以下のとおり。

○委員

大気測定局の数や配置の設置基準はどのようなものか。

○事務局

大気の常時監視は法定受託事務であり、国の事務処理基準が定められている。具体的には人口 75,000 人又は可住地面積 25 km<sup>2</sup>当たり1つの測定局といった基準をもとに、現状の数、配置をしている。

○委員

志賀島などには測定局が設置されていないが、必要ないのか。

○事務局

住宅地の環境が把握できる地点に設置するため、このような配置になっている。

### 4. 閉会